

共同企業体（乙型：分担施工方式）で受注した工事に係る労災保険の適用にあたっての留意点

施主と直接請負契約を交わした元請工事（民間工事、少額工事、請負契約書のない工事等すべて）であって、直接雇用の労働者または下請等事業場に労働者がいる場合は申告対象となりますが、共同企業体の場合は以下の点にご注意願います。

1 共同企業体（甲型：共同施工方式）で受注した工事
単独有期事業として1工事ごとに申告が必要です。

2 共同企業体（乙型：分担施工方式）で受注した工事
共同企業体協定書に基づいてあらかじめ分担されている工事部分をそれぞれ独立の事業とし、共同企業体の各構成員をそれぞれ事業主として申告します（そのため、各構成員ごとの請負金額が1億8千万円未満の場合は一括有期事業、1億8千万円以上の場合は単独有期事業となります）。

<例えば>

市町村等の除排雪業務の請負等については、共同企業体（乙型：分担施工方式）に受注している場合が多いと思われます。乙型の場合、共同企業体であってもそれぞれの請負金額が1億8千万円未満のものは、各構成員（各事業主）が一括有期事業として適用することになります。

ご不明な点は、秋田労働局労働保険徴収室（Tel018-883-4267）
または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。